

令和2年6月16日

各幼稚園、小中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応等について（通知）

令和2年3月から始まった長期に渡る臨時休業が終了し、6月から幼稚園や学校が再開されました。新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら幼稚園や学校の「新しい生活様式」がスタートしましたが、お子様の幼稚園や学校生活はいかがでしょうか。

幼稚園や学校の再開にあたり、小田原保健福祉事務所や小田原医師会及び学校保健会と相談し、お子様方が集団生活を安心・安全に過ごすために必要な新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応等について、2ページ目以降に記載した通りといたしました。ご理解と御協力をお願いいたします。

なお、次の項目に該当する場合には、保護者の皆様より各幼稚園・学校へご一報をお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症に係る対応について変更になる場合には、改めて通知いたします。

☎このような場合には、各幼稚園・学校へご一報ください ☎

≫≫ 基本的な対応です。詳細は、2ページ目以降をご参照ください ≪≪

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 お子様の感染が判明した場合2 お子様が濃厚接触者に特定された場合 | } | <p>休業となる場合があります。
その際は改めて通知します。</p> |
| <p>（同居家族の感染が判明した場合も同様とします。）</p> | | |
| <ul style="list-style-type: none">3 お子様の同居家族が濃厚接触者になった場合4 お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合5 お子様に日常生活に問題のない程度の症状（咳、微熱等）が残る場合6 お子様の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合 | | |

事務担当
学校安全課 33-1691

新型コロナウイルス感染症に係るご家庭における対応等について

1 お子様の感染が判明した場合

(1) 出席停止について（学校保健安全法第19条）

出席停止の期間は、感染の判明した日から保健福祉事務所がお子様あてに通知する「感染症の予防や感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症患者等の届出や就業制限について」に記載された「診断年月日」に14日を加えた日までです（入院の場合は、退院した日までとなります）。

ただし、出席停止期間中の症状等により延長することがあります。

※ 出席停止期間が終わり、お子様が登園・登校の際には、「感染症の予防や感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく感染症患者等の届出や就業制限について」を幼稚園や学校へご提出ください。

(2) 臨時休業について（学校保健安全法第20条）

ア 保健福祉事務所の調査（学校における感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定等）への協力や校内の消毒等、必要な感染拡大防止を図るため、次のとおり一旦、幼稚園や学校の臨時休業を行います。

感染が判明した時点	対 応
幼稚園の登園から降園までの間 学校の始業から終業までの間	・判明した時点で、お子様の安全に配慮したうえで、速やかに降園、下校をさせます。 (放課後児童クラブは開所しません。) ・判明の翌日（金曜の場合は月曜）を休業とします。
幼稚園の降園以後 学校の終業以後	・判明の翌日（金土日曜の場合は月曜）を休業とします。

イ 教育委員会は、保健福祉事務所の調査内容や地域の感染状況等を総合的に検討し、また、学校医等に相談のうえ、上記ア以後の臨時休業の規模や期間を判断します。

2 お子様が濃厚接触者に特定された場合

(同居家族の感染が判明した場合も同様とします。)

(1) 出席停止について（学校保健安全法第19条）

出席停止の期間は、感染者と濃厚接触をした日に14日を加えた日までです。

ただし、出席停止期間中の症状等により延長することがあります。

(2) 臨時休業について

保健福祉事務所の調査内容や地域の感染状況等を総合的に検討し、臨時休業の有無、規模や期間を判断します。対象のお子様に風邪症状等がない場合は、必ずしも学級閉鎖や臨時休業を行うわけではありません。

(3) その他

対象のお子様が PCR 検査で陽性となった場合は、2 ページの「1 児童生徒等の感染が判明した場合」の対応をとります。

3 お子様の同居家族が濃厚接触者になった場合

幼稚園や学校へご連絡ください。

お子様の登園や登校については、各幼稚園や学校と教育委員会と相談して決定します。

4 お子様に発熱等の風邪の症状がみられる場合

次の状況の時には、幼稚園や学校へご連絡ください。

- (1) お子様に発熱等の風邪症状がある（日常生活や学校生活に支障がある）場合は、症状がなくなるまで自宅で休養するとともに、以下ア～ウに該当する場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター（☎045-285-1015）」やかかりつけ小児医療機関等に電話等でご相談ください。

ア 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。

イ 基礎疾患がある方等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。

ウ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く。（この場合は必ず相談）

- (2) 上記の出欠席については、「学校保健安全法第 19 条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取扱います。
(当面の間、医師の診断書は不要です)

- (3) 欠席等の期間中は、お子様の健康状況について、幼稚園や学校が確認をさせていただきますので、ご承知おきください。

5 お子様に日常生活に問題のない程度の症状（咳、微熱等）が残る場合

集団生活においては、他者への感染性がない状態であることをかかりつけ

医にご判断いただくことが、集団生活を安心・安全に過ごすために必要となります。

- (1) お子様に次のような症状があり、保護者の皆様が登園や登校をして良いものかと悩まれる場合には、幼稚園や学校へご相談ください。

また、次の症状以外でもお子様にご心配な症状がありましたら、幼稚園や学校、かかりつけ医等へご相談ください。

ア お子様の風邪はおさまったが、咳や微熱等だけ残る場合

イ お子様に季節性のアレルギー症状があり、鼻づまりや鼻水等がある場合

ウ お子様に喘息があり、咳症状等がある場合

エ お子様の体温が、平熱より高いことが続く場合

- (2) お子様の登園や登校を希望される場合には、健康手帳※にかかりつけ医による「診断名」と「登園・登校して良い日」を記載してもらい、登園や登校をしていただくことになります。

なお、この証明には、インフルエンザ等の登校許可と同等の金額がかかります。

※ 幼稚園には健康手帳がありませんので、幼稚園と保護者で連絡を取っている連絡帳やシール帳等に記載をしてもらってください。

- (3) 登園や登校後に咳や微熱等の症状がある場合には、幼稚園や学校から直接保護者の皆様へ、かかりつけ医への受診を依頼させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

- (4) お手元に健康手帳がない場合には、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の証明」を、かかりつけ医へ持参し「診断名」と「登園・登校して良い日」等を記載してもらってください。

医師の証明が記載された用紙は、登園や登校して良い日に持参し、幼稚園や学校へご提出ください。

6 お子様の同居家族に発熱等の風邪症状がみられる場合

お子様に発熱等の風邪症状がなくても、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合、ご心配であれば幼稚園や学校へご相談ください。

例) 同居家族の複数の方に、風邪症状がある場合

同居家族に、発熱が続いている方がいる場合 等

※お手元に健康手帳がない場合は、かかりつけ医へご持参ください。

新型コロナウイルス感染症に係る 出席停止の証明

幼稚園・小・中学校

年 組 番 氏名

医師の証明をもらい、登園や登校をして良い日に持参し、幼稚園や学校へ提出してください。

病 名	出席停止を認める期間	医療機関名等サイン又は印	幼稚園 学校 確認欄
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		

※ 幼稚園や学校での確認が済みましたら、保護者あてにお戻しします。
次回証明書が必要な際には、こちらの用紙をかかりつけ医へご持参ください。

小田原市教育委員会
学校安全課
Tel 33-1691